

大和市告示第86号

大和市新規出店支援事業助成金交付要綱を次のように定める。

令和7年3月28日

大和市長 古谷田 力

大和市新規出店支援事業助成金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市内商店街等の空き店舗を活用して事業を始める者に対し、経営基盤の構築及び経営の安定化を支援するため、当該事業開始（以下「新規出店」という。）に伴う経費の一部を予算の範囲内で助成する新規出店支援事業（以下「事業」という。）について、大和市補助金交付規則（昭和42年大和市規則第21号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(対象となる新規出店)

第2条 事業の対象となるのは、次の各号のいずれにも該当する物件（以下「対象物件」という。）を活用した次条に規定する対象事業者（以下「対象事業者」という。）による新規出店とする。

(1) 都市計画法（昭和43年法律第100号）第7条第1項に規定する市街化区域に所在している空き店舗（次のいずれかに該当する施設であって、住居と兼用するものでないものをいう。以下同じ。）であること。

ア 店舗又は事務所の用に供していた施設のうち、現に営業をしていないものであって、前入居者の営業終了日又は賃貸契約終了日から3月以上経過したもの

イ 新築し、又は増築した店舗で、当該建物の所有権の保存登記をした日から3月以上経過しても、なお利用されていないもの

(2) ショッピングモール等の商業施設のテナント型のものでないこと。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、事業の対象としない。

(1) 新規出店をする空き店舗の所有者又は管理者が、当該対象事業者又はその3親等以内の親族である場合（法人にあつては、会社法（平成17年法律第86号）第2条第4号の2に規定する親会社等と同条第3号の2に規定する子会社等の関係にある場合）

(2) 市内での移転により店舗を開設する場合（市内にある別の店舗の営業を継続し、かつ、新たに開設する場合を除く。）

(対象事業者)

第3条 対象事業者は、4月1日から12月31日までに対象物件で新規出店をする事業者又は個人事業主のうち、小売業（飲食店を含む。）、サービス業その他の商店街の活性化に寄与すると市長が認める事業を行うものであって、次の各号に掲げる要件をいずれも満たすものとする。

(1) 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項各号に掲げるものであること。

(2) 第6条第2項の規定による申請を行う時点において、次のいずれにも該当しないこと。

ア 発行済株式の総数又は出資金額の総額の2分の1以上を同一の大企業（中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条に規定する中小企業者以外の会社をいう。以下同じ。）が所有している者

イ 発行済株式の総数又は出資金額の総額の3分の2以上を大企業が所有している者

ウ 大企業の役員又は職員を兼ねている者が、役員総数の2分の1以上を占めている者

エ 政治活動又は宗教活動を目的とする者

オ 公序良俗に反する営業を行う者

カ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業を営む者及び同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業を営む者

(3) 新規出店をする年（以下「事業年」という。）の12月31日までに法人の設立登記（個人事業主にあつては、開業届の提出）をしている者

(4) 新規出店に係る事業の許認可等を得ている者（許認可等を要する事業を行う場合に限る。）

(5) 本市の市税等に滞納がない者

（対象経費）

第4条 対象経費は、次に掲げる費用とする。

(1) 事業年の4月1日から12月31日までに対象事業者が新規出店のために現に支払った店舗等の賃借料、設備機材等の借用に係る経費（営業開始前までに賃貸借契約を締結したものであって、借用に係る料金が定額のものに限る。）及び水道光熱費

(2) 対象物件で営業開始した日以後1月を経過した日まで（事業年の4月1日から12月31日までの間に限る。）に対象事業者が現に支払った設備導入費、店舗改装費及び広告宣伝料

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる費用については、対象経費としない。

(1) 敷金、礼金、保証金その他これらに類するもの

(2) 国、他の地方公共団体若しくはこれらに準ずる団体の補助金等又は本市の他の補助金等の交付対象となっているもの

(3) その他市長が対象経費とすることが適当でないと認めたもの

（助成金の額）

第5条 助成金の額は、前条の規定により算定した対象経費の実支出額に2分の1を乗じて得た額又は1,000,000円のいずれか少ない方の額とする。

2 助成金の交付は、1対象事業者につき1回限りとする。

(認定の申請及び決定)

第6条 助成金の交付を希望する者は、その新規出店が事業の対象となるか否かについて、あらかじめ市長の認定（以下「認定」という。）を受けなければならない。

2 認定を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、市長が別に定める日までに、大和市新規出店支援事業者認定申請書、事業計画書、誓約書その他市長が必要と認める書類を市長に提出しなければならない。

3 市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、認定の適否を決定し、大和市新規出店支援事業者認定（不認定）通知書により、当該申請者に通知するものとする。

(交付申請)

第7条 前条の規定により認定を受けた者（以下「認定事業者」という。）は、助成金の交付を受けようとするときは、市長が別に定める日までに大和市新規出店支援事業助成金交付申請書に規則第4条に規定する補助事業計画書、補助事業収支予算書その他必要な書類を添えて市長に提出しなければならない。

(経営継続義務)

第8条 認定事業者は、助成金の交付を受けた日から3年を経過するまでは、市内において経営を継続しなければならない。ただし、市長がやむを得ないと認める場合は、この限りでない。

(様式)

第9条 この要綱で使用する様式は、別表のとおりとし、その内容は別に定める。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

別表（第9条関係）

様式番号	様式の名称	関係条文
第1号様式	大和市新規出店支援事業者認定申請書	第6条
第2号様式	事業計画書	第6条
第3号様式	誓約書	第6条
第4号様式	大和市新規出店支援事業者認定（不認定）通知書	第6条
第5号様式	大和市新規出店支援事業助成金交付申請書	第7条